

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 落成式の費用

**Q** : 私は、賃貸用のマンション1棟を新築した際、落成式を行いました。その費用はざっと50万円ほどかかりましたが、その全額を不動産所得の必要経費としてよいでしょうか。

また、不動産業者等から新築祝として現金で総額30万円ほどもらいましたが、これは何所得になるのでしょうか。

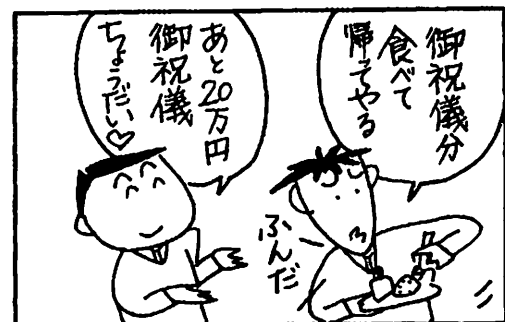
**A** : 落成式の費用は不動産所得の必要経費に算入して差し支えありません。また、新築祝は不動産所得の総収入金額に算入します。

### 【解説】

建物等の減価償却資産の取得価額には、建築費のほかその資産を業務の用に供するために直接要した費用も含まれます。したがって、ご質問の場合の落成式の費用も、原則としては建物の取得価額に加算することになります。

しかし、法人税の取扱いでは、新工場の落成、操業開始に伴って支出する記念費用等のような減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、その取得価額に算入しないことができることになっていますので、ご質問の場合もこれに準じて処理しても差し支えないものと思われまます。

次に、新築祝として不動産業者等からもらった現金30万円は、事業に関連してもらったものですから、不動産所得の総収入金額に算入しなければなりません。



KIMIYO・I